

東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

東大和市地区計画区域内建築条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項の表建築物の用途の制限の欄中「第2条第1項第5号、第6号及び」を「第2条第1項第2号（ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を除く。）及び第3号並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。